

作成日：2012年12月25日

タイ王国

特許庁の所在地：

Ministry of Commerce, Department of Intellectual Property (DIP)

44/100 Moo 1, Sannambin Nam Rd,
Tambol Bang Kraso, Amphur Muang,
Nonthaburi 11000

知的所有権登録等に関する問い合わせ先

The Service and Information Division, Department of Intellectual
Property,

Tel: (662) 547 4621

Fax: (662) 547 4699

Website: <http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?lang=en>
<http://www.ipthailand.org/>

商標制度

1. 現行法令について

2000年6月30日に施行された2000年改正法を伴い、1991年の商標法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下の通りです。
なお、一出願で複数の区分の指定商品等の出願は認められておりません。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称・住所、指定商品・指定役務、及びこれらの区分等を記載します。

(2) 商標見本 (Mark)

(3) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。公証認証が必要です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

審査官から要求があった場合に提出が必要です (要求された日から90日以内です)。

3. 料金表 (単位: バーツ (THB))

(1) 出願料金	500
(2) 異議申立料金	1000
(3) 登録料金	300
(4) 審判請求料金	2000
(5) 更新出願料金	1000

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

商標出願は方式審査のみならず、絶対的不登録事由 (識別性の有無、公序良俗違反等) について審査されます。

出願公告があった日から異議申立てが採用されています。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度自体は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

出願は全件審査されます。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願がされますと、商標見本・商品・サービスの表示、出願料金の納付等の方式要件についての審査がなされます。

なお、標章とは、図形、ブランド、名称、言葉、文字、数字等、色彩との組み合わせ等と、定義されております。

(1) 方式的要件の審査

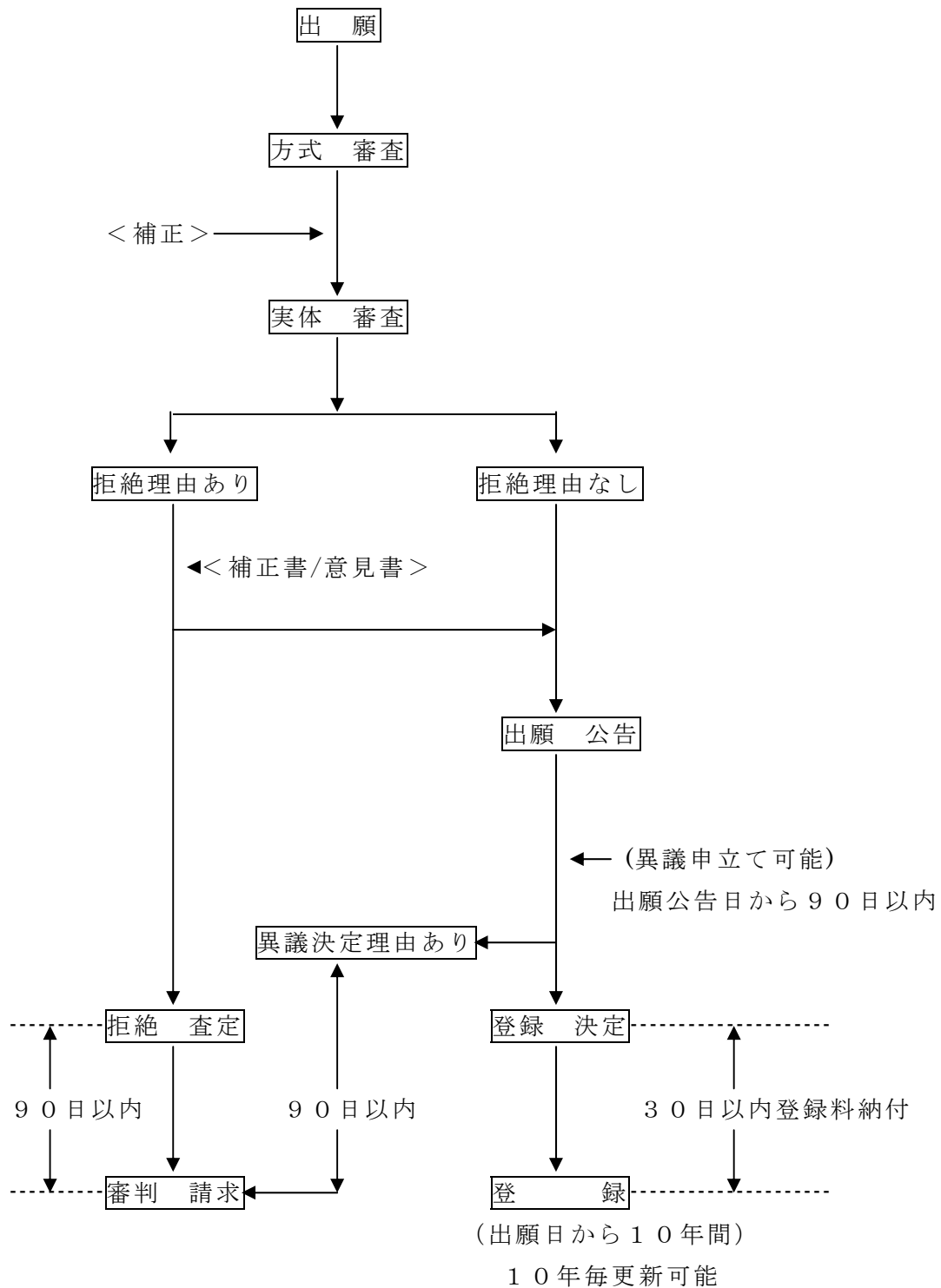
方式的要件に不備があった場合には、補正指令が発せられ、出願人は当該補正指令発行日から90日以内に補正をすることができます。

(2) 絶対的登録要件の審査

- ① 審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、特許庁は拒絶理由通知を発行し、当該拒絶理由通知の発行日から90日以内に
出願人は意見書・補正書を提出することができます。
- ② 上記拒絶理由通知に対する補正書等の提出によっても、拒絶理由を解消されていないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶されます。
- ③ 一方、審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合には、
出願内容が公告されます。
- ④ 出願公告があると、公告の日から90日以内に、利害関係を有する者は異議申立てをすることができます。
- ⑤ 異議申立てがなかった場合、又は異議申立てがあった場合において、
異議申立てに理由なしとの決定があった場合には、特許庁は登録すべき旨の通知を出願人に送付します。
 - (i) 出願人は、当該登録通知の日から30日以内に登録料を納付する必要があります。登録料も納付後、商標は登録され、登録証が出願人に送付されます。
 - (ii) なお、出願が最終的に拒絶された場合、出願人は当該拒絶査定に対して査定通知発行日から90日以内に審判請求をすることができます。
- ⑥ 不登録事由について
 - (i) 商標が自他商品等識別力がない場合。
但し、自他商品等識別力がないと判断された商標であっても、長年商標が使用された結果、特別顕著性が生じていることを出願人が立証した場合には、識別力が生じたものとみなされます。
 - (ii) 標章が国家の紋章や王室の印象、公の記章と同一又は類似する場合。

- (iii) 標章が、タイの国旗、外国の国旗や国際機関の旗章等と同一又は類似する場合。
- (iv) 標章が、公序良俗に反する場合。
- (v) タイ国における著名商標と同一の標章である場合。
- (vi) 他人の業務に係る商品等と混同を生じるおそれがある商標と同一又は類似する商標の場合。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年です。
- (2) 存続期間を更新するためには、存続期間の満了前90日以内に更新登録

出願をしなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はありません。
- (2) また、使用する意思も登録要件とはされていません。
- (3) 登録後から3年以内に使用されていない場合には、請求により取消しの対象となります。

11. 保護対象

商標として保護されるのは、識別性を有し視覚で認識できるような表現可能なものであることが必要です。

なお、標章とは、言葉（人名を含む）、図形、文字、数字、色彩との結合、図形要素又はその組合わせとされています。また、図形要素には、3次元標章を含むとされております。

12. 留意事項

(1) 団体商標

商品、サービスマークについて、団体商標として保護を受けることができます。

団体商標の主体的要件として、組合の他に、同一グループの会社や企業等も認められております。

なお、団体商標には、使用許諾をすることは認められておりません。

(2) 色彩商標

標章の定義から、色彩との組み合わせからなる標章については、自他商品等識別力があれば、登録を受けることができますが、単一の色彩については登録を受けることができません。

なお、白黒で登録された商標については、全ての色彩について登録されたものとみなされるとのことです。

(3) 識別力のない商標の登録可能性

前述しましたように、識別力のない商標は原則とし登録を受けることができません。

しかし、かかる商標であっても、特定人が長年使用した結果識別力を獲得したと認められた場合には、登録を受けることができます。

但し、この場合出願された商標と証拠として提出された商標とは、完全に同一である必要があり、類似する商標は適用されません。